

給水装置工事申込書

水栓コード		受付番号		受付年月日	
砺波市長あて <p style="text-align: center;">郵便番号</p> <p style="text-align: center;">申込者 住所 (給水装置の所有者) 氏名 (代表者) 電話</p> <p>下記の工事を下欄確認のうえ、砺波市水道事業給水条例第5条の規定に基づき申し込みます。 砺波市水道事業給水条例第13条の規定に基づき給水装置の工事完成後、公道地下に敷設された給水装置の所有権は、 市に帰属することを承諾します。</p>					
(指定給水装置 工事事業者)	住所 名称 (代表者) 電話番号				
	指定番号	第 号			
	主任技術者 氏名 携帯電話等	交付番号 第 号			
給水装置の設置場所		郵便番号			
名称 (屋号)					
使 用 者	住所				
	氏名			電話	

工事区分	1. 新設 2. 改造 3. 修繕 4. 撤去 5. 臨時栓 6. 引込				
給 水 方 式	1. 直結直圧 ____階 2. 直結加圧 ____階 3. 受水槽 4. 直結・受水槽併用				
	(戸数 戸) (階数 階) 受水槽 (材質 有効容量 m ³)				
井戸の有無	有	無	井戸の使用箇所 - 台所・風呂・便所・洗面・洗濯・散水・融雪・その他		
工事予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日				
公道部分給水 引込工事予定	年 月 日 ~ 年 月 日				

確認事項

- (1) 給水装置に関する工事(新設・改造・修繕・撤去等)は、砺波市指定給水装置工事事業者又は砺波市上下水道課に依頼します。
- (2) 給水装置の構造及び材質は、水道法施工令第5条各項を遵守します。
- (3) メーターの管理は、砺波市水道事業給水条例第20条各項の規定に基づき管理します。
- (4) メーターの設置位置等については、砺波市水道事業給水条例施行規程第11条各項を遵守します。
- (5) 給水装置工事完成後の給水装置からの漏水修理等については、使用者責任において行います。
- (6) 時折メーター器の蓋を開け、早期漏水発見に努めます。

課長	主幹	係長	合議	主務者

特記事項 埋設承諾書（給水装置所有者と土地の所有者が異なる場合・私有地及び私道等） 私が所有する土地に給水装置を埋設することを承諾します。 年 月 日 土地所有者 住 所 氏 名							
水量、水圧の不足について 給水装置工事にあたり、給水口径及び配管状況等が原因で水量、水圧に不足が生じても異議ありません。 年 月 日 申込者 氏 名							
既設管等の使用について 水道以外の配管（井戸等）と水道の給水管は接続しません。また、既設配管を使用することにより既設配管等に事故等が生じた場合は、給水装置の所有者の責任において対応します。 年 月 日 申込者 氏 名							
既設給水管の分岐について 私が所有する給水管から申込者の給水管を分岐することを承諾します。 年 月 日 既設給水管所有者 住 所 氏 名							
メーター口径	mm	メーター番号		指針		取付け日	
納 付 金	加 入 金	年 月 日	円	納入	納付確認印		
	道路占用申請 手数料	年 月 日	円	納入			
	工事検査手数料	年 月 日	円	納入			